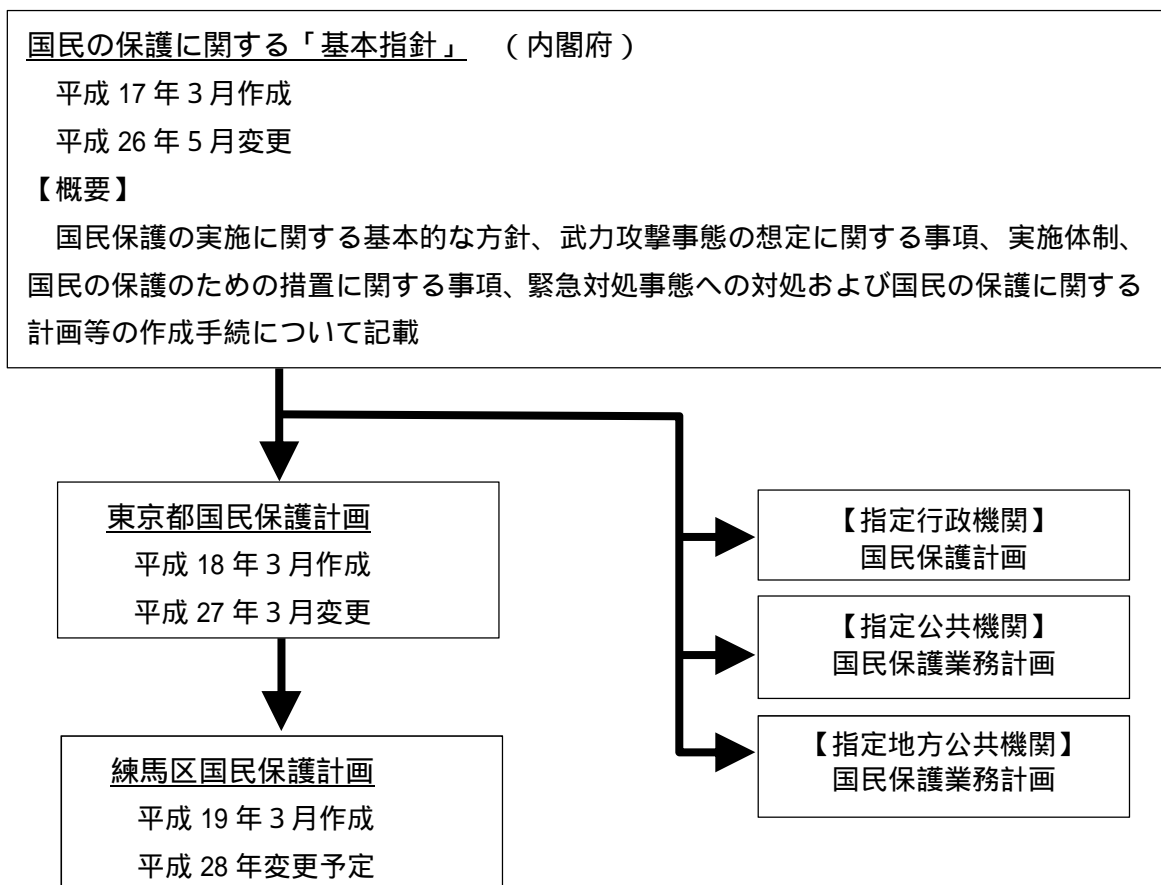


平成 28 年 5 月 9 日
練 馬 区

練馬区国民保護計画（変更案）について

1 練馬区国民保護計画の概要



2 練馬区国民保護計画（変更素案）に寄せられた意見の概要と区の考え方 別紙のとおり

3 変更素案から変更案への変更

(1) 練馬区国民保護協議会委員からの意見

専管事項に避難実施要領の作成を追加

各部の専管事項の表中（P.46）国民保護対策統括部（危機管理室）の事務に、『避難実施要領の策定』を追記する。

【P.46～ 第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 区対策本部の設置等】

(2) 東京都との事前協議

廃棄物処理対策についての内容変更

「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」(平成27年3月特別区清掃主管部長会)との整合を図った記載とすべきである。具体的には、非常時における近隣区市、地域ブロック等との連携体制を平時より構築し、非常時には、その中での相互支援により廃棄物の処理を図ることが、都への応援要請よりも先決となる。

【P.95 第3編 武力攻撃事態への対処
第10章 保健衛生の確保その他の措置】

変更前	変更後
<p>2 廃棄物の処理</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>区は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、都に対して他自治体との応援等にかかる要請を行います。</p>	<p>2 廃棄物の処理</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>区は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、<u>特別区内において支援を要請します。さらに不足すると予想される場合には、都に対して他自治体との応援等にかかる要請を行います。</u></p>

(3) 組織改正に伴う変更

各部の専管事項の変更

平成28年4月1日の組織改正により、新たな部課名を追記した。

【P.13～ 第2編 平素からの備え 第1章組織・体制の整備等】

【P.46～ 第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 区対策本部の設置等】

参考

平成28年度組織改正について

平成27年度	平成28年度
総務部 職員課 人材育成課 施設管理課	人事戦略担当部（新設） 職員課 人材育成課 施設管理担当部（新設） 施設管理課（再編） 施設整備課（新設）
産業経済部 都市農業課	都市農業担当部（新設） 都市農業課
地域文化部	地域文化部 協働推進課（新設）
土木部 土支田中央区画整理課	（廃止） 土木部計画課へ一部移行
教育委員会事務局 教育振興部 教育企画課 施設給食課	教育振興部 教育施策課（再編・名称変更） 施設給食課